

霧島市立陵南小学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

学校のいじめ防止のための基本的な方針（以下「基本方針」という。）は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、市・教育委員会・学校・家庭・地域住民、その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号、以下「法」という。）第13条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

2 「いじめ」とは 【法第2条】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 「いじめ」に関する基本認識

- (1) いまだにいじめがひとつの要因として考えられる自死（尊い命が失われている状況）が続いていることを重く受け止める。
- (2) いじめについては「どの学校でも、どの子にも起こり得る」「ネット上のいじめなどで、ますます見えにくくなっている」「まだ気付いていないいじめがある」「1件でも多く解決する」との基本認識をもち、無記名アンケート調査や個別面談など、児童の状況を把握する機会を定期的に設ける。
- (3) いじめの訴えがあった場合には、本人や保護者の心情に寄り添うとともに、その意向も最大限くみ取りながら、迅速に誠意ある対応を行う。
- (4) いじめを認知した場合には、いじめられている児童に対して、学校をあげて守り抜くことを伝え、保護者と十分に連携しながら、いじめの実態に応じた具体的な対応を行う。
- (5) いじめを行った児童に対しては、保護者の理解と協力を得ながら、いじめは人間として絶対に許されない行為であることを十分理解させるよう、根気強く毅然とした指導を徹底するとともに、深刻な事態を招く可能性があるとは判断される場合には、必要に応じ、警察との連携を図る。
- (6) 過去にいじめがあった事例については、該当児童のその後の状況を十分把握し、いじめが解消したと思われる事例についても継続的に支援する。

なお、いじめを行った児童がいじめられる側となる、あるいは、いじめられている児童がいじめを行う側となる可能性についても留意する。

- (7) いじめ問題について、年間を通して全員で取り組む契機となるように、学期初めの早い時期に「いじめ問題を考える週間」や「命を考える週間」等を設定し、命の大切さやいじめ問題を主題とした授業等を実施する。

また、児童会活動等を通じて、児童がいじめ問題に主体的に取り組むことができるようにする。

- (8) 新年度の学級編成や転入に伴う友人関係の変化に留意し、「いじめ対策必携」等を活用するなど、いじめの未然防止と早期発見・早期対応に努める。

- (9) 「いじめ防止対策推進法」の施行により、「いじめ」は法的にも絶対に許されることではないこと等を、児童はもとよりその保護者、地域に対しても十分周知し、学校、家庭、地域が一体となっていじめ未然防止に向けた取り組みを行い、いじめの根絶に努める。

4 いじめ対策の組織

(1) 学校内の組織

ア いじめ問題対策委員会 A

(ア) 構成員

校長、教頭、該当学級担任、該当学年主任

(イ) いじめの段階

学級の中で発生または認知し、その場でその日のうちに、子供同士の話し合いで解決されそうなもの

(ウ) 役割

a いじめの相談、通報の窓口としての役割

b いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に対する悩みを含む。）があったときには、調査を行い、いじめの情報の迅速な共有(学年会等)、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を実施するための中核としての役割

(エ) 会議の開催

a いじめ事案が発生した場合は速やかに集合し、随時実施する。

イ いじめ問題対策委員会 B

(ア) 構成員

校長、教頭、該当学級担任、該当学年主任、生徒指導主任、養護教諭

(イ) いじめの段階

学級、または学年、学年をまたいだ状態で児童が関わったり、保護者からの訴えがあったものや児童が登校を渋るなどの深刻な状況となるもの

(ウ) 役割

a いじめの相談、通報の窓口としての役割

b いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に対する悩みを含む。）があったときには、広範囲に調査を行い、いじめの情報の迅速な共有(学年会等)、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を実施するための中核としての役割

(エ) 会議の開催

a いじめ事案が発生した場合は速やかに集合し、随時実施する。

ウ いじめ問題対策委員会 C

(ア) 構成員

校長、教頭、該当学級担任、該当学年主任、各学年担当者、生徒指導主任、養護教諭、
(市教育委員会担当者、スクールカウンセラー)

(イ) いじめの段階

学級、または学年、学年をまたいだ状態で児童が関わったり、保護者からの訴えがあったもの

のや児童が登校を渋るなどの深刻な状況となるもの

(ウ) 役割

- a いじめの相談、通報の窓口としての役割
- b いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に対する悩みを含む。）があったときには、広範囲に調査を行い、いじめの情報の迅速な共有(学年会等)、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を実施するための中核としての役割
- c いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- d 学校いじめ防止基本方針に基づく具体的な年間計画の作成や取組の実行、検証、修正を行う役割
- e いじめの早期発見・事案対処のためいじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録

(エ) 会議の開催

- ・ 月に1回の定例会を開催する。
- ・ いじめ事案が発生した場合は速やかに集合し、緊急会議を実施する。

5 いじめ防止対策について

(1) 基本的な考え方

いじめは、どの児童にも起こり得る、どの児童も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。

未然防止の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出していくものとなる。

(2) いじめ防止のための取組

ア 学校教育全体をととした指導

- ・ 人間尊重の精神の涵養と態度の育成（人権を尊重する教育）6月、8月、12月の人権週間（課題予防的生徒指導）
- ・ 教科等の学習におけるグループ活動において、他者を尊重し、助け合いながら学ぶ雰囲気を醸成する。（発達支持的生徒指導）
- ・ 他校種との豊かな人間関係の構築（他校種：保育園、養護学校）
- ・ いじめ問題を考える週間を実施し、いじめの怖さ、他者を尊重することの大切さについて指導したり、いじめについて深く考えさせたりする。（課題予防的生徒指導）
- ・ 「命の教育の日」、ハートタイムを活用し、自分や友達の命を大切なものであるという心情を育てる。（課題予防的生徒指導）
- ・ SOS の出し方に関する教育を通して、自分一人で抱え込まず、教師、保護者、友達などに相談できるようにする。（課題予防的生徒指導）
- ・ 校内指導体制の確立及び生徒指導の充実（心の教育推進委員会、その他）

- ・ 危機管理意識の高揚
- イ 集団活動の推進と児童の主体性を生かした活動の工夫
 - ・ 学級の中での意図的な児童の人間関係づくり（特別活動、構成的グループエンカウンター、SSTの活用によりよい人間関係がつけれるとともに児童の居場所をつくれるようにする。）（**発達支持的生徒指導**）
 - ・ 特別活動の工夫、充実（ボランティア精神の涵養と実践）
- ウ 信頼関係の構築（教育相談の充実）（**発達支持的生徒指導**）
 - ・ 児童の立場に立った共感的理解
 - ・ 計画的及び随時の教育相談体制の実施
 - ・ 児童とのふれあいの時間の確保、相談しやすい雰囲気づくり醸成
 - ・ 家庭や地域と、情報交換や各種行事等を通しての連携強化
- エ 教師の指導力の向上
 - ・ いじめ問題への深い認識と広い知識
 - ・ 一人一人の児童への積極的な関心及び関わり
 - ・ 早期発見のサインの熟知と観察力
 - ・ 集団内の人間関係の把握
 - ・ 「いじめ対策必携」の活用

6 いじめの早期発見について

(1) 基本的な考え方

いじめは、大人の目に付きにくい場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの認識をもって、早い段階から複数の教職員で的確にかかわる。

さらに、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報の共有に努める。

(2) 早期発見のための取組

- ア 日頃からの児童の観察の充実
 - ・ 児童とともに過ごす時間の確保(休み時間等)
 - ・ 日記等での確認
 - ・ 早期発見のためのチェックリストの活用（「いじめ対策必携」掲載のもの）（**課題予防的生徒指導**）
 - ・ 心の健康観察アプリを活用した児童の悩みの発見（**課題予防的生徒指導**）
- イ 計画的な教育相談の実施
 - ・ 毎週金曜日は教育相談日として設定し、児童、保護者にかかわらず相談活動を行う。
（**課題予防的生徒指導**）
 - ・ 夏休みには保護者対象の相談を実施
- ウ 定期的なアンケートの実施
 - ・ 月1回「いじめアンケート」の実施と分析・対応（**課題予防的生徒指導**）
- エ 校内における相談体制の実施
 - ・ 養護教諭や他の教職員を含めた全職員で相談を受ける態勢づくり

- ・ 学校外の相談員(市福祉課, SC, SSW)を活用した態勢づくり

7 いじめに対する措置について

(1) 基本的な考え方

いじめを発見したり、いじめの通報を受けたりした場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、まずは被害児童を教職員一体となって全力で守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うよう努める。

また、いじめ問題の対応については教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得ながら、関係機関・専門機関等とも連携し、対応に当たる。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの具体的対応（困難課題対応的生徒指導）

いじめの情報を入手



状況を観察しながら慎重に情報を収集し、間接的介入を図る。

【対応上の留意点】

- ・ 「いじめではない。大丈夫だろう。」等と個人的な解釈で看過しない。
- ・ 他の職員に、情報の収集や観察等の協力をもらう。
- ・ 児童と過ごす時間を増やし、状況を観察する。
- ・ 機会を設定し、いじめ問題についての一般的な話をし、教師のいじめ問題に対する強い姿勢を示す。

いじめの現場を発見



即時、直接的介入を行い、情報を収集し事実確認を行う。

【対応上の留意点】

- ・ 感情的にならず、毅然とした態度で介入する。
- ・ 発見者は、学級担任、生徒指導主任等に報告する。
- ・ 関係した児童に対し、事実に基づいた具体的な行動や言葉を確認する。
- ・ その日のうちに、関係職員間で共通理解を図る。
- ・ 生徒指導主任は、一連の記録を必ず取り管理職に報告する。

管理職への報告



管理職の指示を受けながら今後の対応の方向を策定する。

【指示を受ける内容】

- ・ 緊急対応の必要性（命にかかわる可能性が少しでもある場合）
- ・ 問題解決のための「心の教育推進委員会」を開く必要性
- ・ 詳細な調査の必要性（内容と方法はどうか。）
- ・ 保護者への対応

心の教育推進委員会



状況を分析し、事実関係の確認や問題点の明確化を図り、解決に向けてのプランを立てる。

【協議上の留意点】

- ・ 具体的な指導、援助の方針を検討し、役割分担を決め、支援チームを組む。
- ・ 関係機関とも連携しながら継続的に経過観察を行い、ニーズに応じた指導・援助を行う。

(3) いじめられた児童・保護者への支援の在り方

- ア 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意して対応を行う。
- イ いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。
- ・ 「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう支援する。
- ウ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ・ いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。
 - ・ 事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。
- エ いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- オ いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるようにする。
- ・ 必要に応じて、いじめた児童を別室において指導するなど、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
 - ・ 状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得るなど、心のケアにも努める。
- カ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払うとともに、折に触れ必要な支援を行う。

(4) いじめた児童への指導、その保護者への助言の在り方

- ア 個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意して対応を行う。
- イ いじめたとされる児童から事実関係の聴取を行う。
- ウ いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- エ 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- オ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- カ いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- キ いじめの状況に応じ、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ。

- ア いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- イ はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させるとともに、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように指導する。
- ウ すべての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団の育成に努める。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ア ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、関係機関との連携のもと、直ちに削除する措置をとる。
- イ 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除できるようになっているプロバイダに対して速やかに削除をもとめたりするなど、必要な措置を講じる。
- ウ プロバイダへの措置をとるに当たり、必要に応じて法務局または地方法務局の協力を求める。
- エ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し援助を求める。
- オ 県教育委員会が委託した民間の「学校ネットパトロール」団体による定期的なネットパトロールの状況報告を受け、児童及び保護者へ対応する。

(7) 重大事態の発生と緊急対応

ア 重大事態の意味

「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた場合（法第 28 条第 1 項に係る事態）

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ・ 総合的に判断し重大事態と判断した場合
- ・ 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

イ 重大事態への緊急対応

- 重大事態を認知した場合、市教育委員会に報告を行う。
- 以下を例示するような対応について、緊急対応策を策定しておき、チームを組織するなどして、市教育委員会と連携して全校体制で対応する。
 - ・ 事態の状況確認、情報収集、情報整理
 - ・ 児童の状況確認と支援・指導、児童・保護者・教職員の心のケア
 - ・ PTA、警察等との連携
 - ・ 臨床心理相談員や SC などの緊急派遣等の人的支援の要請

(8) 学校における調査

法 28 条第 1 項の規定に基づき、重大事態に対応するとともに、再発防止に資することを目的として、事実関係を明確にするための調査を行う。

ア 調査の組織

いじめ対策委員会の構成員をチームに分けて調査を行い、連携を図って対応する。

イ 事実関係を明確にするための調査の実施

事実関係を網羅的に調査し、関係機関との情報連携を図りながら、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- ・ いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合、聞き取り調査を実施するなど、調査については十分な配慮を行い、インターネット上のプライバシーに関する情報拡散・風評被害にも配慮する。

ウ いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合（いじめられた児童が入院又は意識不明等の病状や死亡した場合）、当該児童の保護者の要望・意見を聴取し、今後の調査について協議し、調査に着手する。児童生徒の自殺に直面した遺族の心情は、時間の経過とともに揺れ動くことも多いため、定期的な関わりの中で、心情の変化にもしっかりと寄り添うよう配慮する。

(9) いじめの解消

いじめが解消されたかどうか以下の状態を判断の基準とし、認知した各段階で解消を判断する。

ア いじめの行為が止んでいること（少なくとも 3 か月間）

イ 被害を受けた児童が心身の苦痛を感じていない。

(10) その他の留意事項

ア 心のケア

- ・ いじめられた児童及びその保護者はもちろんのこと、調査そのものが調査対象の児童や保護者に心的負担を与えることも考慮し、調査の実施と並行して、市教育委員会に臨床心理士や SC の派遣を依頼する。

イ 調査にあたっての説明等

- ・ いじめられた児童及びその保護者に対しての調査方法や調査内容について、十分説明し、合意を得る。
- ・ 調査経過についても、適時・適切な方法で報告する。

ウ 調査対象の児童及び保護者に対して

- ・ 調査によって得られた結果については、分析・整理した上で、いじめられた児童及びその保護者に情報提供する旨を十分説明し、説明を得ておく。

エ 報道取材等への対応

- ・ プライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた、正確で一貫した情報を提供するために、窓口を管理職に一本化し、市教育委員会と連携をとりながら対応する。

8 いじめ防止の年間計画

【年間計画】

月	月目標	取組・評価	実態調査	道徳・モラル・特活・各教科	児童の自主的取組	情報・ネットいじめ	教育相談	職員研修
4	学級や校内外のきまりや目標を明確に示す	年間及1学期活動計画検討・取組チェックリストの確認	略版いじめアンケート	「いじめを考える週間の実施」	1年生を迎える会 いじめ対応誓いの言葉	各教科における指導計画の確認	家庭訪問	学校基本方針の確認 生徒指導事例研修
5	いじめ防止の基本的な考え方を理解する	チェックリストによる評価（毎月） PTA 総会	簡略版いじめアンケート	道徳「公平公正・正義」				いじめ防止対策
6	児童の状況を把握し適切な対応をする	チェックリストによる評価（市提出6月11月2月）	県いじめアンケート 簡略版いじめアンケート				教育相談	いじめ発生時対応 生徒指導力向上研修
7	夏休みの過ごし方について指導する	夏休み前指導	簡略版いじめアンケート	情報モラル「安全への知恵」			児童相談	1学期取組振り返り
8	2学期に向けて人間関係や心理状態を把握する	県人権月間取組				親子によるネット活用に関する現状把握		
9	学校行事の成功に向けて、学級意識を高める	児童への支援とフォロー	簡略版いじめアンケート	「いじめを考える週間の実施」				
10	学級の人間関係を把握し適切な対応を行う	学校いじめ対策委員会	簡略版いじめアンケート	道徳「人間愛・思いやり」		ネットいじめ校内調査	教育相談	
11	児童の状況を把握し適切な対応をする	学校評価	簡略版いじめアンケート	情報モラル「情報社会の倫理」			児童相談	
12	相手の立場になって考える心を育む	冬休み前指導 県人権月間取組	簡略版いじめアンケート			個人情報保護に関する研修会の開催		2学期取組振り返り
1	3学期に向けて人間関係や心理状態を把握する		簡略版いじめアンケート	道徳「法の遵守・権利義務」			教育相談	
2	進級や進学に向けて人間関係を把握する	PTA理事会での年間振り返り 学校いじめ対策委員会	簡略版いじめアンケート	情報モラル「公共ネットワーク社会」		ネットいじめ校内調査	児童相談	
3	来年度に向けて体制の見直しを図る	年間反省 卒業前指導・春休み前指導	簡略版いじめアンケート		6年生を送る会			年間取組評価

9 校内研修の充実

いじめ問題について、全ての教職員で共通理解を図るため、年間を通して職員研修を実施する。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修やカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修や、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施する。

10 学校評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえて行う。その際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

教員評価においても、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価し、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等がなされたかを評価する。